



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 長崎県病院企業団条例 所管課(室)名  
 ・長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 長崎県病院企業団

### 長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

#### 長崎県病院企業団条例第1号

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療 科目)	第4欄 (病床 数)	第5欄（病院に 併設する施設）	第6欄 (附属 診療所)	第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療 科目)	第4欄 (病床 数)	第5欄（病院に 併設する施設）	第6欄 (附属 診療所)
略						略					
長崎県 対馬病 院	略	略	略	訪問看護ステー ション		長崎県 対馬病 院	略	略	略		
略						略					

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所